

1 経営戦略策定の目的

新十津川町の農業集落排水事業は、大和地区と花月地区の2地区あります。

大和地区は平成7年度、花月地区は平成10年度に基本計画を策定して以来、整備を進めてきたが、市町村をとりまく厳しい財政状況、急速に進む少子高齢化、地球環境問題などにより、農業集落排水事業をとりまく環境は大きく変化しています。

このような状況で新十津川町は、将来にわたって住民のみなさまに農業集落排水事業の安定的な提供を目的とし、平成29年度から平成38年度の10カ年を対象とした「新十津川町農業集落排水事業経営戦略」を策定します。



2 農業集落排水事業の概要

新十津川町の農業集落排水施設は、花月地区が平成10年度、花月地区が平成13年度に供用開始し現在18年および15年経過しています。

町が管理する施設は、管渠や汚水を圧送するためのポンプおよび汚水処理を行う処理場があります。

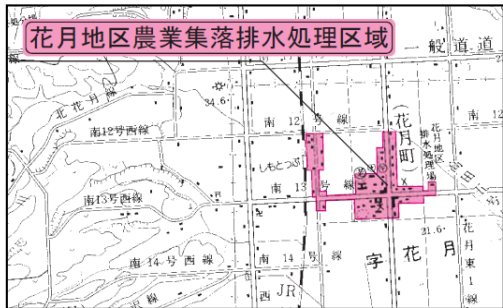


図1 農業集落排水事業区域図

3 経営の基本方針

経営の基本方針は、将来にわたって下水道サービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、下記を基本方針として設定します。

経営の基本方針	
I 快適な暮らしの実現	水洗化および合併浄化槽の普及促進を図り、良好な環境の維持向上を図ります。
II 安全で安心な下水道	下水道施設の地震対策や浸水対策の実施により、安全で安心なまちづくりを実現します。
III 事業の継続性の確保	下水道施設の維持管理の適正化と老朽化施設の計画的な改築更新を行い、継続的な経営健全化を図ります。

※新十津川町下水道中期ビジョン基本方針より

4 農業集落排水事業の経営

新十津川町の農業集落排水事業は、使用料収入や他会計繰入金（一般会計繰入金）を財源として事業経営を行っています。

直近の人口推計では、新十津川町の人口は減少すると予想されますが、使用料収入を確実に確保し、維持管理費用を賄える収入を見込むことができます。

一方、下水道施設は経年化が進むため今後は施設更新が必要となり、新たな投資が必要となります。

そこで、国等の補助金、他会計繰入金（一般会計繰入金）、地方債等を活用しながら効率的な経営を行い、健全な農業集落排水事業経営を継続するよう収支計画を作成しました。

次ページ以降に収支計画策定の主な根拠を示します。



大和地区排水処理場

表1 農業集落排水事業の収支計画

青枠は収入

赤枠は支出

年 度		前々年度	前年度	本年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
区 分		(決算)	(決算)	(2016年度)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	
収益的収入	1 総 収 益 (A)	30,345	28,627	26,122	26,122	26,122	26,122	26,122	26,172	26,337	26,567	26,571	25,733	24,462	
	(1) 営 業 収 益 (B)	7,664	7,800	7,726	7,647	7,569	7,589	7,411	7,332	7,253	7,273	7,174	7,017	6,938	
	ア 料 金 収 入	7,664	7,800	7,726	7,647	7,569	7,589	7,411	7,332	7,253	7,273	7,174	7,017	6,938	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ その他 (雨水処理負担金)														
	(2) 営 業 外 収 益 (D)	22,681	20,827	18,396	18,475	18,553	18,533	18,711	18,840	19,084	19,294	19,397	18,716	17,524	
	ア 他 会 計 繰 入 金	22,681	20,827	18,396	18,475	18,553	18,533	18,711	18,840	19,084	19,294	19,397	18,716	17,524	
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (E)	15,434	13,416	10,605	10,293	9,974	9,649	9,316	9,027	8,846	8,722	8,576	8,433	8,099	
	(1) 営 業 費 用 (F)	10,623	8,905	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	
ア 職 員 給 与 費															
イ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他	10,623	8,905	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400		
(2) 営 業 外 費 用 (G)	4,811	4,511	4,205	3,893	3,574	3,249	2,916	2,627	2,446	2,322	2,176	2,033	1,699		
ア 支 払 利 息	4,811	4,511	4,205	3,893	3,574	3,249	2,916	2,627	2,446	2,322	2,176	2,033	1,699		
イ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(E)	(F)	14,911	15,211	15,517	15,829	16,148	16,473	16,806	17,145	17,491	17,845	17,995	17,300	16,363	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)							10,000	33,000	46,000	42,500	42,500			
	(1) 地 方 債							5,000	16,500	23,000	21,250	21,250			
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金														
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金							5,000	16,500	23,000	21,250	21,250			
(6) 工 事 負 担 金															
(7) そ の 他															
2 資 本 的 支 出 (G)	(H)	14,911	15,211	15,517	15,829	16,148	16,473	16,806	17,145	17,491	17,845	17,995	17,300	16,363	
(1) 建 設 改 良 費								10,000	33,000	46,000	42,500	42,500			
イ ち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		14,911	15,211	15,517	15,829	16,148	16,473	16,806	17,145	17,491	17,845	17,995	17,300	16,363	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G)	(I)	△ 14,911	△ 15,211	△ 15,517	△ 15,829	△ 16,148	△ 16,473	△ 16,806	△ 17,145	△ 17,491	△ 17,845	△ 17,995	△ 17,300	△ 16,363	

5 営業収益（料金収入）

料金収入は、有収水量に使用料単価を乗じて算出します。それぞれの値は、表2に示すとおり設定し算出します。行政人口は減少していくと推計され、料金収入も減少すると想定されます。

表 2 料金収入の設定

項目	設定根拠および算出式
① 行政人口	新十津川町人口ビジョン 平成27年10月
② 集中化率	減少傾向であり、直近値で推移
③ 下水道区域内人口＝整備済み人口	①×②
④ 水洗化率	過去10カ年平均値にて推移
⑤ 水洗化人口	③×④
⑥ 使用量原単位	過去10カ年の平均値にて推移
⑦ 下水量	⑤×⑥
⑧ 有収率	過去10カ年の平均値にて推移
⑨ 有収水量	⑦×⑧
⑩ 使用料単価	直近値にて推移
⑪ 料金収入	⑨ × ⑩

6 営業費用（その他（維持管理費））

維持管理費は、決算統計では以下の区分で構成されています。

- ① 管渠費＝修繕費+委託費等
- ② ポンプ場費＝動力費+修繕費+委託費等
- ③ その他＝職員給与費+流域下水道管理運営費負担金+委託費等

過去10カ年の推移から、表3に示すとおり設定します。

7 建設改良費

建設改良費は、今後の施設更新などの投資計画を反映する必要があるため、一部耐用年数を超過している機械設備および電気設備について設定します。

スケジュールは、大和地区では平成32年度に調査・設計、平成33年度から平成34年度に施工とします。

花月地区は、平成34年度に調査・設計、平成35年度から平成36年度に施工すると設定し、表4に示すとおりとします。

8 補助金、地方債

新たに発生する建設改良費の財源は、国補助金や起債（地方債）等を活用します。補助率は50%として設定します。起債は、補助金対象外建設改良費分の50%とし、表5に示すとおりとします。

表 3 営業費用の設定

項目	将来値設定根拠
管渠費	下記理由により、平均値を採用
修繕費	年によって異なるが、平準化という考えで、過去10カ年平均値を採用
委託費	年によって異なるが、平準化という考えで、過去10カ年平均値を採用
ポンプ場費	下記理由により、平均値を採用
動力費	流量により異なるが、流量と相関がないため、過去10カ年平均値を採用
修繕費	年によって異なるが、平準化という考えで、過去10カ年平均値を採用
委託費	年によって異なるが、平準化という考えで、過去10カ年平均値を採用
その他	過去10カ年平均値を採用

表 4 建設改良費の設定

箇所	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
大和地区	調査・設計 10,000千円	施工 33,000千円	施工 33,000千円	—	—
花月地区	—	—	調査・設計 13,000千円	施工 42,500千円	施工 42,500千円
合計	10,000千円	33,000千円	46,000千円	42,500千円	42,500千円

表 5 国補助金および地方債の設定

単位：千円

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
国補助金	0	0	0	0	5,000	16,500	23,000	21,250	21,250	0	0
地方債	0	0	0	0	5,000	16,500	23,000	21,250	21,250	0	0

9 地方債償還金+営業外費用（支払利息）

地方債償還は、既に借りている費用の起債償還分は起債償還表に基づき、改築更新に伴う新規起債に対する償還分を加え設定します。新規地方債は、農業集落排水施設の処理場更新に関わる起債と考え、経営戦略策定ガイドラインに基づき、利率1.0%、5年据置、30年償還を条件とします。

地方債償還金の元金償還および支払利息は、表6に示すとおり設定します。

表 6 地方債償還金の設定

項目		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
元金償還	既借入分	15,517	15,829	16,148	16,473	16,806	17,145	17,491	17,845	17,995	17,300	16,196
	新規	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	167
	合計	15,517	15,829	16,148	16,473	16,806	17,145	17,491	17,845	17,995	17,300	16,363
支払利息	既借入分	4,205	3,893	3,574	3,249	2,916	2,577	2,231	1,877	1,518	1,163	829
	新規	0	0	0	0	0	50	215	445	658	870	870
	合計	4,205	3,893	3,574	3,249	2,916	2,627	2,446	2,322	2,176	2,033	1,699

単位：千円

表 7 他会計繰入金（一般会計繰入金）の設定

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
他会計繰入金	18,396	18,475	18,553	18,533	18,711	18,840	19,084	19,294	19,397	18,716	17,524

単位：千円

$$\text{他会計繰入金} = (\text{収益的支出 (D)} + \text{資本的支出 (G)}) - (\text{営業収益 (B)} + \text{資本的収入 (F)})$$

10 営業外収益（他会計繰入金（一般会計繰入金））

農業集落排水事業では、既施設の整備を行うために、地方債を活用してきました。現在は、その償還および支払利息が支出として発生しています。

一方これらの財源は、料金収入だけでは賅えないため、他会計繰入金（一般会計繰入金）を活用しています。

今後は、地方債償還金が減少していくため、他会計繰入金（一般会計繰入金）も減少していく見込みです。なお、他会計繰入金（一般会計繰入金）は交付税措置されています。



デザインマンホール

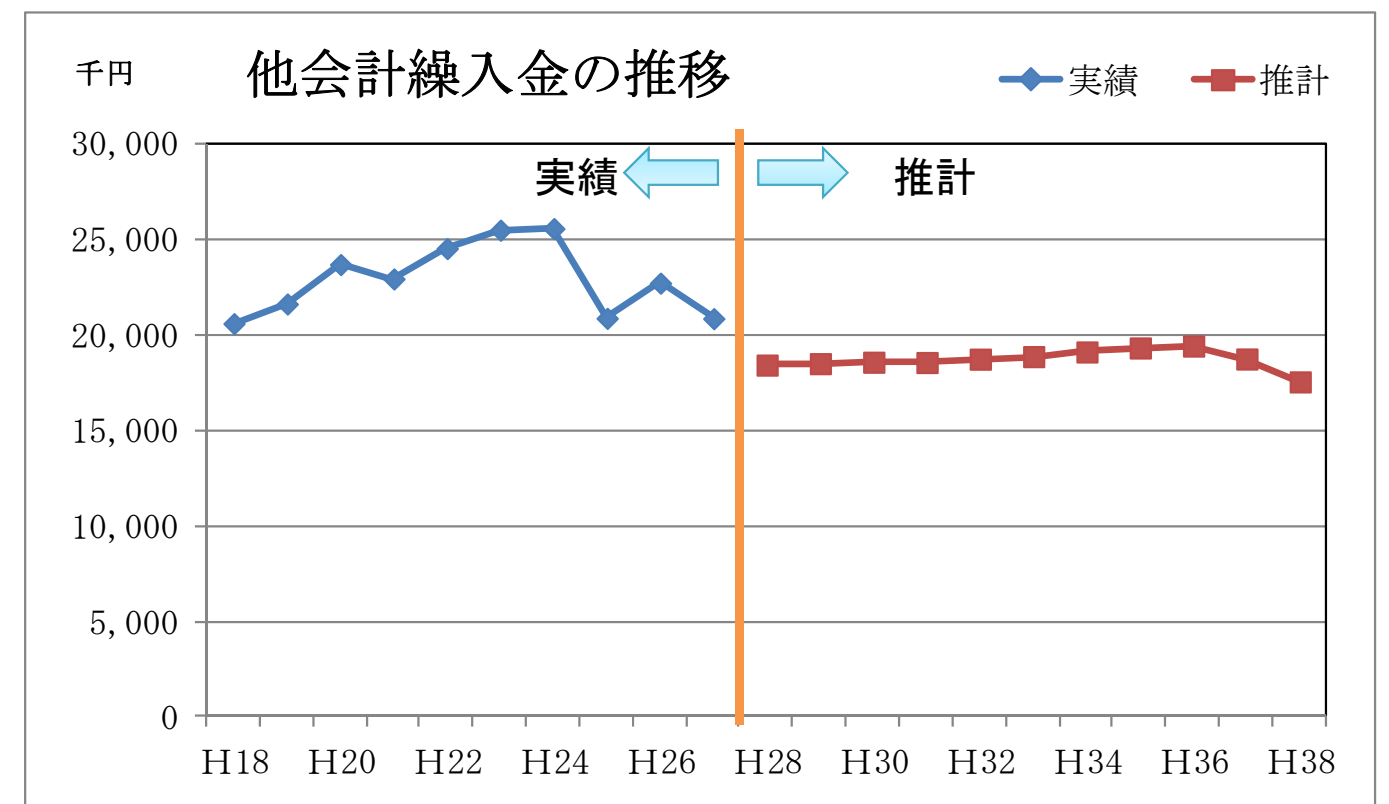


図2 他会計繰入金（一般会計繰入金）の推移